

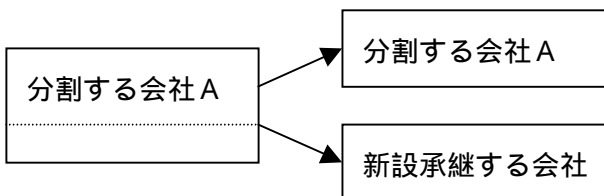
会社を分割する (制度としての会社分割)

今月10日の日経新聞1面に「会社分割制度活用広がる」という見出しの記事が掲載された。それによると、昨年4月の改正商法施行で導入された会社分割制度の利用が、今年1月迄に156件に達したという。その内訳は、本体の事業再編が76件、本体の分社化が50件、一部事業のグループ外企業との統合が23件、持ち株会社への移行が7件、ということである。

施行されて半年余りでのこの利用件数。これが多いのか少ないのかは判らないが、それでも今後着実に利用件数が増えて行くものと思われる。

平成12年の商法改正により、直接会社分割を行うための規定が制定された。この制度は、会社の営業に帰属する権利義務を、商法に規定された手続きを行うことにより、営業譲渡などの手続きを行うことなく、包括的に他の会社に承継させる制度である。

言葉では判りにくいかもしいが、図で示すと次のようになる。



この制度により、分割会社A社はその一部の事業部門の権利義務を、新規に設立する会社や、既に存在する会社に分割移転することが可能となった。今までは直接分割を行う制度はなく、新たに子会社を設立して営業譲渡を行う等の方法により会社分割の目的を達成してきたが、昨年4月より直接分割が可能となったのだ。

企業はこの会社分割制度をどのような目的で活用できるのだろうか。中小企業では活用できるのだろうか。

一般に、会社分割の目的は、

- (1) 会社の部門を分離して、責任を明確化する
- (2) 会社が債務超過になった場合、第2会社を設立して優良資産を移転させ再建しやすくする
- (3) 労働環境が異なる部門を分離する

(4) 大きくなりすぎた会社を分割し、規模の適正化を図る

(5) ある事業部門を第三者に売却する

(6) 事業会社が持ち株会社の子会社になる等が想定される。

これらの目的を読んで、「我が社には関係ないや」と思う社長もいるだろうし、「若しかしたら利用できるかもしれない」と考える社長もいるだろう。自社を分割する姿を想像する社長もいるだろうし、ある企業から分割された事業部門を承継することを思う社長もいるかもしれない。

会社分割には二つの側面がある。一つは自社の直接分割である。複数の事業部門を持つ会社は中小企業でも少なくない。その事業部門を、色々な目的(事業発展、再生再建、持ち株会社傘下組入、事業継承など)で分割する。分割したからといって直ちに目的が達成できる訳ではないが、利用可能な手法が追加されたのである。

もう一つは、分割する会社の受け皿(承継会社という)になれるという側面である。

おそらく多くの社長が肌でひしひしと感じているように、中小企業が遭遇している今の時代環境はかつてなく厳しい。名のある大企業でさえ相次いで倒れる時代だからそれも当然のことである。そんな中で、企業再編の一手法として会社分割が利用できると思うのだ。それは優良な、あるいはこれからも十分収益を上げてゆける部門を分割し、どこかに承継させる方法だ。

不採算部門や非効率部門を切離して整理する場合、その前に立ちはだかると思われるのは債権者銀行である。又、連帯保証制度がこの制度利用の桎梏となる可能性もある。しかし、座して命脈の尽きる時を待つのは愚かなことだし、収益部門を駄目にするのは資源の無駄遣いである。検討の余地は充分あると思う。

会社を分割する。何だか奇妙な制度だが、既に150社以上が利用している。私も今、ある会社の分割をお手伝いしているが、今後この制度利用は急速に増えるように感じている。新聞報道等では日立やNEC等大企業の活用が注目されているが、株式会社だけでなく有限会社だって利用できるようになってきている。もちろん会社再生の鍵は社長自身にあることは間違いないが、与えられた制度は上手く活用したいものである。